

役員報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人六親会（以下「本法人」という。）定款第8条、第21条及び第34条の規定に基づき、役員（理事、監事及び顧問）及び評議員、評議員選任・解任委員会委員（以下「役員等」とする）の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程に定める報酬等とは、役員等が本法人の理事会及び評議員会、会議、委員会及び研修等の出張、その他の業務に従事した場合に支払う報酬とする。

(報酬等の額)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の各号により報酬等を支給する。

- (1) 当法人職員を兼務している等であり、職員就業規則に準じて勤務する常勤役員に対しては、職員給与規程に基づく支給とし、本規程に基づく役員報酬等の併給はしない。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分において定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定めた業務に応じた報酬額とする。
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、別途定めた当法人の旅費規程に基づき、交通費及び宿泊料は実費相当分の費用を支給する。
- (3) 前項(2)の交通費は交通機関使用の場合であり、非常勤役員等が自家用車を利用した場合は別表2のとおりとし、別途必要に応じて有料道路通行料を支払う。

(報酬等の支給方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議の出席、業務に従事した都度、支給する。

- 2 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(端数の処理)

第6条 この規程に定めるところによる計算金額において49銭以下の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、1円に切り上げて計算する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬額の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則 この規程は、平成 6年 9月30日から施行する。

この規程は、平成15年 2月 1日から施行する。

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

別表1（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

| | 日 額 |
|---------------------|----------|
| 評議員会への出席 | 25,000 円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 10,000 円 |

（2）理事及び顧問

| | 日 額 |
|---------------------|----------|
| 理事会等会議への出席 | 15,000 円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 10,000 円 |

（3）監事

| | 日 額 |
|---------------------|----------|
| 理事会等会議への出席 | 15,000 円 |
| 監事監査への出席 | 30,000 円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 10,000 円 |

（4）評議員選任・解任委員会委員

| | 日 額 |
|---------------------|----------|
| 委員会への出席 | 15,000 円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 10,000 円 |

別表2（非常勤役員等の交通費、自家用車利用時）

| | |
|--------|--------|
| 片道10km | 1,000円 |
| 片道20km | 1,500円 |
| 片道30km | 2,000円 |
| 片道40km | 2,500円 |
| 片道50km | 3,000円 |